

2008. 6. 30 / Vol. 22

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第 22 号

目 次

[連載]

神辺 靖光 「学区の思想 (20)」 2

[投稿]

谷本 宗生 「聯合府県立学校設立構想の背景
— 府県内の動向・その手がかり —」 3

田中 智子 「第三高等中学校大阪理科分校考
— 鹿児島県中学造士館職員の巡視記録による —」 5

[研究会便り]

◆大会概要

小宮山 道夫 「熊本大会 (6月6~7日) の概要」 7

◆個人報告概要

佐喜本 愛 「1883年徴兵令改正と中等教育
— 熊本を事例として —」 10

富岡 勝 「一高資料 (2008年3月調査分) について (1)」 .. 12

鄭 賢珠 「高等中学校長会資料について」 14

田中 智子 「鹿児島県高等中学校造士館
— 設立の背景とその後の展開 —」 15

[お知らせ] 16

[連載]

学区の思想 (20)

神 辺 靖 光

これまで学費としての民費徴集が、いかに難しかったかを述べてきた。それは村入用の流れをひく民費が村限りの道普請や防災防犯費等のわずかなものから学校設置維持という恒常的に金のかかるものに拡大膨張したからである。なかでも教員を雇い、俸給を払うことは無理であった。

1881年の「府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則」「町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則起草心得」は査理すべき重要項目として教員の人員と俸額、学校経費の収支をあげている。学制期の民費による学校設置維持の失敗から得た教訓で府県と町村の財政によって中学校、小学校の設置維持を進めようとしたのである。府県は中学区と明言しなかったが実質的にそれになり、町村と町村組合が名実ともに小学区になった。民費に代り、地方税によって府県立学校が、町村協議費によって町村立学校が維持運営されるようになった。その決定者は府県会、区町村会、その執行者は府知事県令と区長戸長と責任が明確になった。

70年代、学区の運営が難渋したのは戸長、副戸長と学区取締が一元化できなかったからでもある。「学制」起草に際し、学区制の参考にされたといわれる文部省刊「佛国学制」、同「理事功程・佛国」は「監督エンスペクチュール」「小学監察官」と訳している。それを何故、学区取締などと言う奇態な名称にしたのだろう。会社役員の専務取締は現代でも通用しているが他の役職にみられない名称である。明治維新期の官職名にもないように思うが、旧幕府の役職に関東取締出役、またの名を八州取締というものがあった。ただしこれは老中、奉行といった開幕当初からあった名称ではなく、幕末にできた臨時職である。

関東八ヶ国は徳川家の直轄地が多かったため旗本が代官として交替にこの分割された小領地を治めていた。しかし幕末に近づくにつれ、浮浪博徒が増え治安が悪くなった。彼らは領地を遷り歩くので代官では取締れない。そのために関八州を駆け回る八州取締。村に据わる戸長と村から村へ歩き回る学区取締と共通項がある。前者は博徒の捕縛に威をふるい、後者は小学校の設置、児童の就学に力を尽した。

関東取締は武士であるが、その下部に豪農層からなる寄場組（数村の集合体）がつくられて武士・豪農層共同の新しい農村支配が芽生え明治維新になだれ込む。学制期の教育体制は多く士族が占める県学務課の下に名望農家による学区取締が活躍したのである（松平太郎『江戸時代制度の研究』、東京帝国大学史談会『旧事諮問録』により私見を加えた）。

81年の郡区町村編制法のもと、新しく郡長という役職ができた。郡長は一郡に一人、だが数郡の郡長を兼ねてもよい。郡役所を構えるが郡会はない。従って郡費と言う財源を持たない。80年代、いくつかの県から郡を中学区にしてよいかと伺い出たが文部省は「何之通」と言う明確な回答をせず、「苦しからず」と言う黙認の姿勢をとった。それは郡に財源がなかったからであろう。郡立中学をつくる時は郡内町村の連合協議費によった。

郡長は府知事県令から任命されながら郡長の俸給は郡内町村協議費から出ている。にもかかわらず郡長は県令の指揮のもと国家的行事に町村を従わせ、町村会の議決に拒否権を発動したりするので町村民の怨嗟の的になった。90年の郡制で郡会が置かれたが、トラブルが絶えず、1923年に廃止された。その間、郡立学校ができ、学区の機能を果した。

[投稿]

聯合府県立学校設立構想の背景 — 府県内の動向・その手がかり —

谷本 宗生

1884年10月に文部省から各府県に示された「聯合府県立学校」案については、先行研究の批判を踏まえた湯川嘉津美の研究(2006年)で紹介されているとおりである。田中智子会員も、1885年12月に兵庫県会においていち早く「近府県聯合シテ教育ノ振起ヲ図ル儀建議」が採択され、聯合府県立の専門学校設立を内務卿へ建議していた事実を指摘している(2005年)。湯川によれば、「聯合府県立学校の構想の背景には、医学校の整備充実が喫緊の課題とされた時代状況があ」とし、「地方官側は聯合府県立学校の設置自体を反対するのではないが、その経費支弁の方法については府県会規則、地方税規則に抵触し、実施上の困難が生じることを認識していた」とする(湯川「1884年の学制改革案に関する考察」『上智大学教育学論集』第40号)。この指摘は妥当性が高いものと筆者(谷本)は考えているが、各府県内で医学など専門教育の整備充実をいかに主要な問題と認識していたかを明らかにしていく必要があると思う。これは、1880年代研究会としての課題ではないだろうか。

そしてちょうど、北里柴三郎(1853~1931年)の半生(『北里柴三郎』上、2007年)を読んでいるところ、後藤新平(1857~1929年)が愛知県医学校長兼病院長を務めていた際に、愛知・岐阜・三重の3県「聯合公立医学校」設立の建議を文部省などへ行っていた件をみつけた。80年代当時の各府県の動向を捉えるうえでも、その有力な手が

かりになるのではないかと思われる。さらに『正伝 後藤新平』1(2004年)を読むと、1882年12月に専門学務局長であった濱尾新に対して、愛知県医学校長を務めていた後藤は「地方医学教育改正之意見」を提出している。この意見書によれば、後藤は1880年末ころから、愛知・岐阜・三重の3県の医学校を聯合して資金・器材等を集中し良医の養成にあたるようにと、3県令に対して積極的に働きかけたがその合意がうまく得られなかったことを吐露している。一地方官の判断に頼るだけではなく、文部や内務の発令によって完全な医学校である「聯合公立医学校」設立が促進されるように訴えていたのであった。

「…競フテ甲種医学校若クハ乙種医学校ヲ創立セントシ、其資金ヲ地方税ニ課ス。而シテ或ハ未ダ其成功ノ如何ヲ顧ミズ、強テ甲種医学校ノ体裁ニ模倣セントスルノ勢ナキニ非ズ。…只多クハ其資金ノ乏シキガ為メニ、自ラ教具完備セズ、職員其人ヲ得ザルガ故ニ、教授上間々姑息ノ方法ヲ用ヒ、遠大ノ略ナキ者比々是ナリ。然ルヲ以テ、不肖新平既ニ明治十三年ニ於テ、可及的數県ノ医学校ヲ聯合シテ医事教育ノ法ヲ改良セント欲シ、其建言ヲ愛知岐阜三重ノ三県令ニ呈セント雖モ、扞格セラルル所有リテ、未ダ其素志ヲ達スル能ハズ。是一ハ各県互ニ其管内ノ事蹟ニノミ注目シテ、互ニ相競ヒ、却テ唇齒相援クルノ念慮ナキモノノ如ク、一ハ県会議員中、偶々此説ヲ賛成シテ、議場

ニ提出セントスル者アルモ、元来府県会規則ハ、唯其一県ノ利害得失ニ関シテ論ズルノ区域タルヲ以テ、偏ニ其権限ヲ犯サンコトヲ恐レ、敢テ之ヲ討論熟議スル能ハザル等ニ由テ、近隣諸県其軌ヲ一ニシ大成ノ目的ヲ達スル一聯合医学校ヲ設立セントスルニ至テハ、猶ホ前途遼遠ナル者ノ如シ。…蓋シ目今上下疲弊ノ秋ニ当テハ、可及的冗費ヲ省キ、以テ実益ヲ挙ゲザルベカラズ。而シテ之ヲ致サントスレバ、則聯合医学校ヲ設クルノ他ニ良策アルヲ知ラズ。…則数多ノ小医学校ヲ設ケンヨリハ、寧ロ全国中適當ノ地ニ於テ五、六ノ聯合医学校ヲ設クルノ宜シキニ如カザルベシ。…今夫レ文部、及内務ノ発令ニ由テ、先ズ各県医学校費ノ名称ヲ改テ、医学教育費トナスベシ。蓋シ医学ハ大学専門ニ属スル者ニシテ、其費用モ亦随テ巨額ヲ要スルガ故ニ、其大成ヲ欲スルトキ若シ一県ニシテ之ヲ負担スル能ハザルガ如キコトアルニ於テハ、数県聯合スルモ亦可ナリトスルノ制令ヲ出シ、而シテ地方官ノ意見ニ由テ其地理及人情ヲ酌量シ、以テ聯合ノ願書ヲ呈スルトキハ、之ヲ允可スベキノ訓示アルトキハ、亦以当今ノ人心ニ逆ラハズシテ、聯合ヲ媒介シ、完全ノ医学校ヲ設クルヲ得ベシ。…」(後藤「地方医学教育改正之意見」1882年12月)

さらに後藤は、3 県令に提出した「聯合公立医学校ヲ設立シテ以テ地方医学教育ヲ改良セントスルノ要旨」(1881年1月)の中でも、解剖器材の供給や指導教授の配備といった「聯合公立医学校」設立の利点を端的に示している。後藤の主張は、

当時内務省衛生局長を務めていた長與専齋(1838～1902年)にも高く評価されたという。

「…彼此其地理ニ応ジテ可及的数県ノ医学校費ヲ聚合シ、其数県中何レカ便宜ノ地ヲ撰デ、以テ此ニ所謂聯合公立医学校ナル者ヲ設置シ、而シテ實際ニ適合ス可キ所ノ教育ヲ行フノ一策ニ在リ。自今而後此策ヲ措テ又他ニ求ム可キモノ無キガ如シ。…其資金ト雖モ、既ニ各県県会ノ為メニ減削セラルルガ故ニ、之ヲ各校薄給ナル職員数多ク置クガ為メニ消シ、且ツ同種ノ器械、書籍及建築等ニ費シテ、以テ敢テ教授ヲ不充備ナラシムルガ如キコトヲ為サンヨリハ、寧ロ其資金ヲ一校ニ聚メテ教育ヲ完全ニ帰セシムルニ如カザルベシ。何トナレバ聯合ニ依テ、此ノ如キ理財ノ便、善良ノ師、及ビ需用品ノ備具ヲモ亦之ヲ得ルノ日ハ、教育上其成績モ亦自ラ佳良ナルニ至ルヲ以テナリ。然ルニ縦令ヒ地方分権ノ主義ニ基クト雖モ、現時ノ如ク各県分離ノ医学校ヲ置キ、日ニ理財ノ困難ニ遇ハバ、何レノ時カ實際熟練ノ医生ヲ養成シテ、以テ完全ナル結果ヲ得ルノ期ニ至ランヤ。…」(後藤「聯合公立医学校ヲ設立シテ以テ地方医学教育ヲ改良セントスルノ要旨」1881年1月)

国家的な規模で医師をどのように計画的に養成し、各地域にいかにかに配置するのかといった問題は、現在にも相通ずる課題であろう(「骨太の方針2008」)。筆者(谷本)としては、医学をはじめとした専門教育の、1880年代の各府県の動向をもう少し今後も調べてみたい。

[投稿]

第三高等中学校大阪理科分校考 —鹿児島県中学造士館職員の巡視記録による—

田中 智子

本号掲載の拙稿「鹿児島県高等中学校造士館—設立の背景とその後の展開」に記したごとく、前村智子「造士館一卷」「造士館一卷（続）」(『尚古集成館紀要』第6・7号、1993～1994)に、尚古集成館収蔵造士館関連史料が翻刻されている。そのなかに、1887年5月8日から7月5日にかけて「高等中学観察ノ為メ、大阪府及ヒ石川・山口両県へ出張」を命じられた鹿児島県中学造士館幹事染川岳一と書記川上彦四郎が、同年8月23日に館長島津珍彦に提出した報告書が収録されている。

彼らが訪問したのは、「大阪・京都・石川・岡山・広島・山口・熊本二府五県ノ官立府県立諸学校及ヒ私立学校等」であり、第三・第四・第五・山口の各高等中学校、京都・岡山・広島・熊本の各尋常中学校、石川県専門学校、石川県私立金沢学校、熊本県私立済々黌の状況がレポートされている。

個々の学校に関する報告内容はいずれも興味深い(注)、以下、第三高等中学校に関する記述にしぼって検討する。

第三高等中学校への視察は、造士館に限ったことではなかった。第三高等中学校の日誌(『明治二十年 日誌』)によると、同年5月、徳島県の師範学校・中学校・女学校教員、あるいは三重県の学務課員が訪れているし、8月には山口高等中学校、石川県尋常師範学校、第一高等中学校からの見学者がある。3月には同じ鹿児島の師範学校からも、銃器受取のための出張員が派遣されていたようだ。ところが、なぜかこの造士館からの来訪は記録さ

れていない。頻繁な来訪者があったために、必ずしもすべてが記されなかったということか、あるいは特に印象に残らない訪問だったためなのか。いずれにせよ、造士館からの訪問の月日を特定することはかなわなかったが、1887年5月から7月の間の一局面を反映したこの報告書は、第三高等中学校の編制上、微妙な時期における中途構想を図らずも伝えている。

注目されるのが、「移転ノ上ハ本校ニ法・文・工ノ三学科ヲ置キ、大阪及ヒ岡山ニ分校ヲ設ケ、大阪ニ理学科ヲ置キ、岡山ニ医学科ヲ設ケラル、ヨシ」というくだりである。京都の本校には三学科を置き医学科分校は岡山に、と記されているほか、分校として大阪に理学科を残す計画があったことがわかる。

改めてこの間の動きを整理してみると、同年4月に本科教則が裁可されたが、「但医学及理学志望生ノ課程ハ当分欠クベシ」と指令されている。このうち理科は、法・工・文とともに「本科」の一つとしてカリキュラムも定められたのだが、「理科ハ当分之ヲ欠ク」との但書により、授業はすぐに実施されなかった(「本科課程伺之件」『文部省伺并届類原稿』、『第三高等中学校第十八回年報』)。従来知られていなかった理学科大阪分置構想であるが、第三高等中学校における理学教育がこのようにペンディング状態にされていたことの直接的背景だったと考えてよいであろう。

理学科を、「高等ノ学校〔帝大理科大学〕ニ入ラ

ント欲スルモノ」への進学予備教育と位置づけたのか、それとも完結した教育を志したのか。前者であれば、工科大学志望者用の課程と重なりが多いそれを、別の場所で行うことは合理的でない。大阪分校計画は、後者の教育を目指したものであることになる。医学教育が岡山医学校を母体としたように、大学分校を母体とする理学教育の場を、京都本校とは別に組織しようとの発想であろう。

前年(1886年)4月の中学校令第三条は、「高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得」とうたっていた。さらに7月の「高等中学校ノ学科及其程度」は、「主トシテ分科大学ヲ指シタル」「法学医学工学文学理学」「志望生」の学科程度、すなわち中学校令のいう「高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノ」に対する教育課程のみを定めたものであり、「法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ニ関スル学科及其程度ハ別ニ之ヲ定ム」とされていた。大阪分校計画は、医科以外の分科の可能性を示すものであり、高等中学校＝区域内府県連合制の観点からもユニークな発想であったと思う。

しかし現実には、岡山の医学部設置(1887年8月)にはじまり、全国唯一の法学部設置(1889年7月)、高等学校への改組時の工学部設置(1894年7月)と事態が進展するなかで、理学教育が学部をなすことはなかった。1888年8月に改正された本科学科課程において、工科とともに「二部」と括られたことで理科の独自性は命運尽き、やがて時流に乗った工科にも敗北するのである。

1885年12月の大学分校規則では、「本科ハ現今

理学及文学ノ二科ヲ置キ」、法・医・工は漸次の増設対象と位置づけられていた。ところが、実際には、「実業」としての社会的要請があるこれら三分野の完結教育が順次実現し、1894年7月、第三高等学校は「法・医・工」学部で構成され、大学予科ももたない学校に仕上げられていくという皮肉な顛末となる。第三高等中学校の大阪理科分校計画は、舎密局以来の伝統ある理学教育構想の最終形態であり、その頓挫は当該学校史上一時代の終わりであった。また、高等中学校制度の可能性——多彩な専門分科を多府県に分置し、区域内府県で共同利用する形態——の消滅でもあった。

(注)総合的感想は、「至ルトコロ校務ノ完備シタルト管理法ノ整理シタルトハ予想ノ外ニ出テタリ」であるが、各地、各校を比較する姿勢が強い。

「就中学事ノ著シク進歩シタルハ石川県トス」と、石川県の評価が極めて高く、視察も念入りである。熊本の私立済々黌も高評価を得ているが、創設直後の山口高等学校の評価は低い。また「熊本・石川・岡山・山口・広島ハ生徒ノ気風稍勇健ニシテ活発ナル気概ヲ持スルカ如シ、大阪、京都ハ柔惰軟弱ニシテ徒ニ外形ヲ飾ルノ状態アリ」と評し、大阪と京都の生徒は農工商階層の出身ゆえかと想像している。また、済々黌や金沢学校のような私立学校の方が、秩序が厳正で動作が活発だとされる。尋常中学校のなかでは、京都の設備の充実が賞賛されている。

[研究会便り]

熊本大会（6月6～7日）の概要

小宮山 道夫

6月6日（金）の午前10時より、熊本大学の五高記念館に小宮山・佐喜本の2会員が先行して、第五高等学校関係資料の調査を開始した（小宮山は前日5日より調査実施）。調査にあたり五高記念館の薄田千穂氏ら事務室にご挨拶し、今回の調査概要と今後の調査計画について若干の打合せをさせていただいた。

五高記念館では昨年10月に五高开校120周年記念事業を実施済みで、その際には総頁数159頁に及ぶ『第五高等学校—熊本大学五高記念館図録』を刊行するなど、記念館の存在を学内外へ積極的にアピールされている。余談だがこの図録は建築物や人物の写真はもとより貴重な文書類についてもカラーページを多用して紹介しており、非常に丁寧で見応いのある完成度の高い図説となっている。多くの方には是非購入をお勧めしたい。

五高記念館では現在、所蔵資料の再整理にもとづく細目録化に取り組まれているようで、この作業が完了すれば利用者にとってかなり利便性が高まるものと推察される。現在は整理中のため、かつて作成された『五高関係史料目録』をもとにした閲覧請求では出納に時間がかかるとのことなので、ご利用される場合には遅くとも1週間前程度の事前連絡が望ましい。今回は事前に訪問日程を連絡させていただいたものの、閲覧資料の指定を事前に行うことが出来なかったが、五高記念館の皆さんには最大限の対応を頂いた。我が儘な利用者にお付き合いいただいたことを感謝したい。

昨年9月の前回調査の際には、校規、内規など

の「学則 規則等」分類資料や高等学校長会議決議録、協議会関係書類などの「議事録等」分類資料、「人事関係」分類資料を中心に閲覧・撮影を行っていることから、今回の調査では、学生の入学から卒業に関わる異動関係の簿冊類の調査を行うことを期し、「1 生徒関係」、「2 入試入学関係」、「3 学科試験」、「4 生徒に関する書類」、「7 卒業関係」に分類されている簿冊のうち、明治30(1897)年頃までの資料について閲覧請求した。

昼前に小宮山のかつての上司で熊本大学文学部准教授の三澤純氏と同じく60年史編纂室学術研究員の上野平真希氏が訪問して下さり、昼食をとりながら当研究会の活動を説明し、五高資料の状況や60年史編纂事業を話題に交流を深めた。昼食後には図書館に寄託されている永青文庫と黒髪南地区入口の煉瓦造りの建物内に設置されて間もない60年史編纂室とを見学するという貴重な体験をさせていただくことができた。

午後には富岡会員と今回から調査に合流することとなった三木会員とがそれぞれ駆けつけ、4名で調査・撮影を実施した。富岡会員持参の豊富な撮影機材のお陰もあって4名それぞれがカメラを手にしての資料撮影は順調に進み、今回の調査で生徒に関する資料約3,600コマの資料を撮影することができた。

調査中に伊藤重剛館長も訪れて下さり、資料は積極的に公開する予定なので研究を大いに進めて欲しいとの激励のお言葉を頂いた。余談だが、今回の調査の前週にはNHKで来年放送される司馬遼

太郎原作のスペシャルドラマ「坂の上の雲」の収録があり、記念館を陸軍大学校に見立てた大がかりなロケが行われたというような話も伺った。

今回の調査も五高記念館の皆さんに多大なご協力を頂いて無事終了することができた。改めてお礼申し上げたい。資料調査終了後は懇親会の開始時間まで1時間以上あったことから、築城400年祭で本丸御殿を再建した熊本城を見学し、参加者一同その結構を尽くした御殿や熊本城の全容に魅入るところとなった。

懇親会は佐喜本会員紹介の気の利いたお店に集い、ここで別働隊として鹿児島調査を行っていた鄭、田中両会員と、東京から直行で駆けつけた荒井代表と合流し、本日の調査の成果と翌日の研究会に関する情報を交換し、大いに親睦を深めた。

翌7日は呉服町の五福公民館の会議室を会場に、荒井、小宮山、佐喜本、鄭、田中、谷本、富岡、三木の8会員の出席のもと研究会を開催した。午前は小宮山、荒井の順で報告を行った。小宮山は「2008・9年度五高研究計画について」として、「1880年代教育政策の動向と第五高等学校の実態に関する研究」と題する科研費（平成20年度若手研究(B)）を取得したことを報告し、大学内で取得した助成金と合わせて個人的にも五高研究を進める必要性が高まったことを明らかにした。また前日の五高資料調査の概要について、生徒関係の主要資料の撮影を完了したことを報告した。科研費報告書の準備のため五高関係資料集の編纂を研究計画に加えることが荒井会員ほか出席者からの助言としてあり、これに着手することとなった。

また研究会全体の検討事項として、学会での活動や会員の拡大方針に関して参加者全員で検討を

加えた。研究活動について、今年度は教育史学会におけるコロキウム開催やグループ発表は行わず、個人の研究の進展を期すことを確認した。会員の拡大については各高等学校資料所蔵機関との連携や大型助成金の獲得を視野に置いて、常時研究会に参加する正会員とは別に、協力会員を設けて各高等学校資料所蔵機関の関係者などに対し、参加を依頼することを申し合わせた。

荒井会員からは「永添祥太『長州閩の教育戦略』を読む」と題した報告がなされた。同書が山口県における中等教育の近代化過程を明らかにする上で一定の意義があったことを述べる一方で、論理展開の中で単純化され十分に検討されていない「進学教育」概念のとらえ方を問題点として指摘した。ただしこの点は本研究会にとっても反省材料となる問題点であり、今後この課題を共有して研究に取り組むべきことを確認し合うこととなった。

正午を過ぎ、会場から少し離れた焼きたてパンが評判の店にて昼食をとった。

午後の部は1時半から開始し、佐喜本、富岡、田中、鄭の順での報告、谷本、三木の順での近況報告を行った。佐喜本会員は「1883年徴兵令改正と中等教育について」と題し、済々黷における体育の奨励を熊本県、とくに紫溟会の動きに焦点を当てて説明を試み、徴兵忌避にもとづく猶予特権の獲得ではなく、尚武精神の裏付けがあって済々黷にその教育方針が根付いていた点を明らかにした。また校長佐々友房、井上毅、森有礼、富岡県知事らの交渉関係についての事実など今後の地方と中央との関わりに示唆を含む内容であった。

富岡会員は「一高資料（2008年3月調査分）に

ついて」と題して前回調査の成果に関する報告を行った。とくに京都大学大学文書館所蔵の木下広次関係文書に含まれていない第一高等中学校校長時代の木下書簡が残されていることを具体例とともに示し、ほかにもインブリー事件、内村鑑三事件資料、そして校友会関係資料が含まれていることを報告した。三高史料・五高史料との対照や相互補完による高等中学校関係資料の統合的把握の必要性を強調し、会員一同が調査の進展にもとづく高等中学校像解明の可能性について認識を深めた。

休憩を挟んだ後、午後の部後半の最初には鄭会員が「梶山雅史著『近代日本教育会史研究』を読む」と題して報告し、文部官僚と大日本教育会の関わりについて理解することを目的に精読した経緯と所感を述べた。同書の中でも特に白石崇人氏が執筆を担当した第10章「大日本教育会および帝国教育会に関する文部省諮問」に関しての疑問を表明し、大日本教育会の初等教育諮問機関としての実態に関する疑問や、その場合不明となる中等教育以上の問題に関する諮問機関はどこだったのかといった疑問点を投げかけた。また折田彦市など高等中学校長の長期にわたる出張の事実などをもとに、高等中学校長会議や校長自体の位置づけについて解明していく必要があることを指摘し、会員間でこの疑問を共有するに至った。

田中会員は「鹿児島高等中学校造士館一設立の背景とその後の展開」と題して報告し、造士館関係の資料状況を明らかにした上で、当時の教育機関の設置状況、高等中学校設立経費の構造について解説を行い、他のナンバースクールとの特異性と第五区域内の済々黌や五高との関係や比較考

察することの重要性を示唆した。

谷本会員からは近況報告として、吉川弘文館から刊行予定の『明治時代史辞典』の項目執筆を通じて気付いた点、東大本郷キャンパスに設置を進めている歴史関係案内板への助言業務、教職テキストで啓明出版から刊行予定の『わかりやすく学ぶ教育制度 課題と討論による授業の展開』第2版への執筆、教育史学会および日本教育学会2009年度大会の準備、松本旧制高校記念館セミナーでの報告準備など、多彩で多忙な日々を過ごしていることの紹介がなされた。

三木会員からは新入会の挨拶として、各種学校に位置づけられるなど時代の変遷にもなつて様々な扱いを受けながらも命脈を保っていく中等教育機関に対するご自身の関心を説明するとともに、その実態解明に努めることで本研究会に対しても貢献していく主旨の挨拶がなされた。

今大会の締め括りに先だって、富岡会員からのニューズレター発行の定例化についての提案がなされた。また今大会での協議内容に関して、五高データのデジタル化、五高関係資料集の準備、将来的な公開研究会などの実施、サントリー財団・トヨタ財団・ベネッセ等の科研費以外への応募などが、課題として記録された。

なお、今大会の世話人であった小宮山は、帰路の電車の都合で午後4時過ぎに会場を去ることとなった。世話人としての責任を最後まで果たさぬまま会員の皆さんに失礼を働いた点を改めてお詫び申し上げたい。

[個人研究報告]

1883年徴兵令改正と中等教育 —熊本を事例として—

佐喜本 愛

1883年の徴兵令改正は徴集猶予資格を「官立府県立学校（小学校ヲ除ク）ニ於テ修業一個年以上ノ課程ヲ卒リタル」生徒に与える点において町村立、私立学校への大きな影響を持つものであった。慶應義塾にあっても打撃であったといわれている。この改正への対応如何に地方の抱える事情が露呈すると考え、国家と地方の関係性、すなわち1880年代の教育の特質として報告をおこなった。具体的には熊本の政治結社紫溟会をバックに持つ私立中学済々黌に焦点をあて、私立学校でありながら全国で2番目に徴兵猶予の特典を得る過程を考察した。

1883年徴兵令改正は、その特徴上、済々黌にとっても例外なく学校運営上の現実的課題を突きつけた。済々黌のライバル校と言われた私立大江義塾も塾生が激減し、「義塾第二困難痛苦の時代を乗り越えて、基礎整い、塾勢上昇の機運をみせたとされるが、その2年後の1887年には塾長徳富の上京が重なって閉塾に至っていた。しかし、済々黌の場合、この徴兵令改正は結果として学校の存在基盤を強固にするものに働いたといえるであろう。それは、「官立同等の資格」を手に入れることができたからであった。そのきっかけをつくったのが在京紫溟会役員であり、当時学習院御用掛であった木村弦雄だった。木村は徴兵令改正後、1ヶ月も経たない1884年1月に「私立学校大困難ト想像」するが済々黌ではどのような対策を取るのかをたずねる手紙を佐々に送り、次のような提

案を行っている。

此上ハ断然奮発シテ進取之方可然、其方法ハ済々学校中ニ歩兵操練之科ヲ設ケ鎮台ヨリ可然士官ヲ引受凡ソ生徒ノ年齢一六七歳ニ至候得者日之一二時間ツ、右練兵之事ヲ稽古為致一九歳近く相成候時ハ大体歩兵ノ業丈ハ出来ル様ニ致シ扱適令之時右操体科ノ試験ヲ受而兵役之 時期ヲ短クスル事ヲ計ルハ上策ト相考候（1884年1月19日津田静一・佐々友房宛木村弦雄書簡、『文書』）

木村は上記の手紙の4日後にもまた「済々黌規則ニ歩兵操練科ヲ置クコト如何セリヤ」と再度その対策について案を送付するなど、この問題に対して敏感、且つ積極的な関わりを示していた。

この「歩兵操練」科とは文部省が1880年9月より体操伝習所に仮設していたものである。それは1883年に出された改正徴兵令第12条に基づき小学校を除いた官立公立学校に拡大されることとなった。この徴兵令改正後の1884年4月より各府県で歩兵操練科の教授を郡区駐在官や隊付下士に依頼する動きがみられるようになり、森有礼が文部省御用掛となった同年4月には文部省は官立府県学校における歩兵操練科の設置に積極的になった。『文部省年報』からは府県立中学校においてはその導入は1884年度には37府県中8府県であったが、1885年度には39府県中15府県と倍増していることが確認でき、『熊本県教育史』（上巻）によれば県立熊本中学校での歩兵操練科の授業開始は1885年だった。済々黌では木村の提案を

受け、1884年の4月に学科を改正し、他の教科が軒並み週3時間程度であるところ、本科1級から6級まですべて週6時間設定する形で熊本第13連隊の現役士官沼田九八郎、助手浅井政治を教官として歩兵操練科を増設するという迅速な対応をしたのだった（『済々黌規則』（1884年）済々黌史料館所蔵、佐々友房「済々黌歴史」『文書』、「済々黌教練改革」『創立五十周年記念多士記念号』（熊本県立中学済々黌学友会、1932年））。

この1883年徴兵令改正に対する私立学校関係者の多数の批判の沸き起こりに対して文部省は譲歩を示した。1886年11月30日の徴兵令改正追加（勅令第73号）がそれである。この改正により、徴兵令第11条、12条、18条第2項、第19条中「小学校ヲ除ク」の下、及び第20条第3項、第5項中「学校」の下に「及ヒ文部大臣に於テ認メタル之ト同等ノ学校」が追加されたのである。そして、その翌年3月31日に「同等ノ学校」と認可する具体的な指針3項目を示した訓令がだされ、学力面、校長・教員の有り様、そして毎年2400円以上の収入という資金面がその基準とされることとなった（『官報』明治20年3月31日付。なおこの事項は1889年には更に「所定ノ学科ヲ教授スルニ足ルヘキ教員及校舎器具地所等ヲ具備スル事」、「設置以来三箇年ヲ経テ相当ノ成績アルモノタルヘキ事」が付け加わっている。）

上述したように済々黌はこの「同等ノ学校」の資格を得て徴兵猶予の特権を得ている。この特権を得るのはたやすいことではなかった。この時期に官立府県立学校と同等の学校の認定申請を行った私立学校としては慶應義塾、東京専門学校、攻玉社、東京英和学校、東洋英和学校、済生学社、

同人社の7校があったがいずれも認可されていない。そのような状況で一地方の私立中学校であった済々黌が資格を得た経緯は以下の通りであった。

1887年2月に森有礼文部大臣が九州巡視を行った際、済々黌を訪れて同校のことを賛美したことはよく知られている。このとき、森と佐々・済々黌を仲介したのは井上毅であった。それは済々黌の維持資金と高等中学校設立にかかわっていたといえよう。

井上毅を始めとする県出身在官人と紫溟会はその後も密な接触を保っており、設立より苦勞してきた済々黌の資金獲得にも関与していた。1883年に同郷で天皇侍講であった元田永孚の手配により宮内省より恩賜金が下賜されるが資金不足は大して変わらなかったことから、1885年に旧肥後藩主の弟長岡護美、安場保和ら在京の官僚役70人が集まり、済々黌維持のための資金募集を計画し2万数千円を徴収している（「済々黌維持計画」『榎溪津田先生伝纂』（能田益貴、1933年所収））。こうした在京の紫溟会関係者の資金調達活動が度々行われていたが、済々黌の資金不足は深刻だった。この状況下、1887年2月、森は佐々に対して済々黌は「良学校」ではあるが資金がないので細川家と富岡熊本県知事に資金のことを相談するように話を持ちかけた（「済々黌維持金ノ事ニ付富岡知事トノ関係顛末」1887年、『文書』）。実は森と佐々の対面に先立ち既に井上、森、富岡、長岡は済々黌維持についてお互いに意見を交換しており、佐々に相談された富岡知事は熊本の養蚕会社の資金の半分（2万5千円）に5千円を足した3万円を済々黌維持費に回し、1万円を高等中学校建設にあてることを提案した。

記録によれば同年4月、佐々が上京して森を訪ねた際、森は「一体地方税ニテ中学校ヲ立ツルハ宜シクナイ」ので「済々黌ヲ高等中学校ノ予備ニスル方宜カルベシ」と言ったという。それに対して佐々は「予備ト云ヘバ高等中学校一校ノ生徒ニ限ルカ」と尋ね、森の「是迄ノ通海陸軍士官生徒ニモナルシ其他ニモナルベシ要スルニ重ニ高等中学校ニ入ルトノ主意ナリ」という返答をもらい、そこで「済々黌資金出来ノ上ハ文部省告示ノ如ク官立同様徴兵猶予ノ資格ヲ許容セラルルモノカ」と確認すると森は「固ヨリ許可スル筈ナリ」と答えたという。その後の論争の過程を示す史料を提示できないが、佐々らは「徴兵令第11条第12条第18条第2項第19条第20条第3項第5項官立府県立学校全等ノ資格ヲ附与セラレンコトヲ出願」して済々黌は10月5日付で「本校官公立学校ト全等御認可願」を熊本県知事に提出した。問題の維持金は旧藩主細川家が出資し、1887年10月16日付で同家から3万円の寄付を受け、この資本

金を基本金として細川家に預け利子に関する契約を結び、結果1年間に5千9百円という収入を確保することができた。そうした条件が整い、19日付で文部大臣森有礼よりその承認を得る運びとなった。官立同等の資格を得ていた学校は独逸学協会学校のみであり、済々黌の同等資格は全国2番目での取得であった。

こうした紫溟会の政治力を背景として、同年12月の通常県議会において県立熊本中学校の予算編成が否決され、翌年3月で同校は廃止となる。表面的には中学校令に逆らう措置を熊本ではとったのであるが、その代わり官公立と同等の資格を得た済々黌が一府県一校の府県立学校として機能することとなった。

経緯を示す史料の史料批判が必要かと思われるが、中央政府との人脈による影響が無視できないというより、それで動いていた1880年代の当時の教育の状況が読みとれる事例であるといえるだろう。

[個人研究報告]

一高資料（2008年3月調査分）について（1）

富岡 勝

前号のニューズレターで、3月の一高関係史料について簡単に紹介したが、今回はそのなかから高等中学校校長会議に関する一つの史料について報告した。「各地高等中学校長文部省に陳申の意見」という整理用タイトルがつけられているその史料は、本文冒頭に「明治二十三年六月各地ノ高等中学校長ハ文部省ニ於テ会議ヲ開キ文部大臣ノ参考ニ供スル為ニ陳述する意見如左」と書かれている。このことから、1890年6月に開催された高

等中学校校長会議において高等中学校長より文部大臣に具申された事項がまとめられたものであることがわかる。高等中学校校長会議で具体的にどのようなことが話し合われたかは、五高史料に含まれている1888年と1894年に高等中学校長会議決議を除き、これまでほとんどわかっていなかったもので、この史料は重要であると考えられる。以下、要望されていた四つの事項について簡単に見ていきたい。

(1)「学校ハ適當ノ教員ヲ得ルニ尤モ困難ヲ感スル事」

官立学校では、「少年子弟ノ徳性ヲ涵養シ気風ヲ養成スル」ことが重要であり、教員は単に「技芸ノ士」であるだけでなく、「教員其人ヲ得ル」ことが必要であるが、これは難しい。一人の良教員を求めるのも難しいので、たくさんの良教員を得るのは非常に困難である。この問題の大きな原因となっているのが、政府が教育者を厚遇しないことである。政府が教育者を厚遇せず、教育者と行政官とを同等視しているため、「優等者」を得ることができず、「劣等者」を採用せざるを得ない。その結果、「教員生徒ノ関係親密ナラス」「教員自ラ其威厳ヲ失」うこととなり、学校は「師弟徳義ノ関係」でなく、規則に頼って生徒を従わせなくてはならなくなる。それが「学校ノ徳育上ニ障礙ヲ与フルノミナラス却テ悪習ヲ養成スルノ媒トナル」結果となっている。したがって政府は、教育者の待遇を高め、「町村ニ在リテハ町村ノ師範県ニ在リテハ県ノ師範国ニ在リテハ国ノ師範ト云フ如キ觀念ヲ以テ待遇其他ノ法ヲ設ケ」るべきである。

(このあたり、史料を1枚撮影し忘れていたので、後日補足紹介をしたい)

(2) 尋常中学校から高等中学校への連絡について

尋常中学校卒業生が高等中学校本科に直ちに入学するということが、実際にはほとんど実施されておらず、「高等中学ト尋常中学トノ聯絡ハ単ニ法令上ノ空文」であり、「少年子弟ノ都下来集ハ昔日ト異ナラス」という状況である。たとえば、「現ニ尋常中学初年ノ級ニ在テハ四五十人ノ修学者ナリシモ二三年ヲ出テテ相誘テ東京ニ来ルカ故ニ其卒

業者ハ僅ニ四五人ノ貧乏者ヲ存スルノ学校アルニ至ル」という現状である。その原因は、「尋常中学ノ経費十分ナラス随ツテ教員其人ヲ得サル」ことである。

(3)「内務省ノ医術開業試験ヲ以テ高等中学ノ医学部ニ委嘱スルノ必要アル事」

内務省医術開業試験ニ対して、一昨年ノ校長会議でも述べたが改善されていない。内務省医術開業試験の受験者は増加しているにもかかわらず、高等中学校各医学部への入学者は少ない。これは、高等中学校医学部を卒業するためには、年月と学資が必要であるが、内務省の試験であればそれほど時間と学資を費やさなくても合格可能であるからである。たとえば、「医学部ノ生徒ニシテ学期学年ニ落第シタルモノ、如キ半途ニシテ退学シ内務省ノ試験ヲ受ケテ及第シ及テ同級生徒ノ医学部ニ留リタル者ヨリハ早く開業免状ヲ得」るような事態も見られる。この弊害をなくすため、「該試験ヲシテ各医学部ニ委嘱シ各医学部ニテハ該試験法ヲ改正シテ凡ソ医学部ノ卒業生ト同等ノ学力アルモノニ証書ヲ授ケ内務省ハ此ノ証書ニヨリテ免状ヲ交付スルコト」が必要である。

(四) 医学部卒業生ニ得業士ノ名称ヲ与フヘキ事

(以下、次号で紹介したい)

これらの要望の根拠として示されている状況が、実際にはどのようなであったか、他の史料と対比させながら検討していけば当時に高等中学校の実態が浮かび上がるのではないだろうか。(以下、次号)

[個人研究報告]

高等学校校長会資料について

鄭 賢 珠

熊本大会では、白石崇人氏の論文（「第十章 大日本教育会および帝国教育会に対する文部省諮問」梶山雅史編著『近代日本教育会史研究』2007）を糸口に、高等学校以上のレベルにおける諮問機関について報告した。

白石は、文部官僚が構成員であった大日本教育会・帝国教育会が文部行政に果たした役割を①中央教育行政体制における小学校教育諮問機関の欠如を補完、②政策決定過程へ教育関係者とくに小学校教員の参加させたこと、③文部行政と地方の実情・教育実践の問題を共通の場で研究調査させたこととしている。白石の考察からは、両会が中等教育以上で果たした役割が欠如している。それでは、中等教育以上の文部省諮問を担っていたのはどこだろうかという疑問から、高等学校校長会と教頭会議に注目してみた。研究会の史料収集活動からも言えるが、この会議に関しては史料発掘の段階であり、会議の内容や役割を明確にされていない。

報告では、『教育報知』と第三高等学校の年報などから、明治20年以降毎年開催されたと思われる校長会への疑問と、教頭会議の事例の紹介に留まった。

ここで、現在確認できた資料を整理しておきたい。

まず、高等学校校長会の協議事項などが確認できたのは、次の通りである。

- ① 明治20年12月17日「五高等学校会合協議上申」（京都大学文書館所蔵、『第三高等学校物品会計規程細則及文具支給規則』）

この上申書は、13の文部省で採納してほしい件と13の各学校が履行すべき件で構成されている。

文部省で採納してほしい件

本科に係る件、分科（医科分科を除く）に係る件、別科に係る件、学年学期に係る件、卒業証書に係る件、兵式体操科に係る件、唱歌科に係る件、罰則に係る件、医学部生徒入学に係る件、医学部生徒授業料に係る件、医学部卒業試験に係る件、医学部卒業生徒に係る件、

設置区域内外の生徒取扱方に係る件

各学校が履行すべき件

予科に係る件、別科に係る件、生徒医学部生徒を除く募集方法に係る件、試験に係る件、医学部新募生徒に係る件、医学部生徒入学試験料に係る件、医学部授業時間に係る件、医学部生徒服制に係る件、医学部学年及学期試験に係る件、医学部卒業試験採点方に係る件、医学部教員に係る件、医学部助教採用に係る件、生徒転校の節の取扱方に係る件

- ② 明治21年6月5日「高等学校校長会議決議」（五高記念館所蔵、『自明治廿一年至同廿九年 高等学校校長会議決議』）

第五高等学校医学部及其病院の位地の件、病院構造の件、病室容積の件、教場員数の件、医学部入学試験科目の件、付属病院組織の件及解剖実習に供する屍体を得る方法の件、医学部卒業生に得業士の称号を与ふるの件、医術開業試験の件、赤十字社に関する件、教頭会議の件、卒業証書様式の件、高等学校本科学科改正の件

- ③ 明治22年5月 校長会関連史料「各高等学校校長会議決議録ニ係ル回答」（京大文書館所蔵、『明治廿三年専門学務局往復書類 第五号』）

客年会議ノ節ニハ各高等学校校長連署ニテ医学部入学試験科目ノ件並医学部生徒卒業試問中ニ於ケル授業料ノ件ニ付伺出相成候モノ、外別ニ上申等無之ニ付右回付不相成次第ニ有之候此段及御回答候也

明治二十三年三月十三日

文部省専門学務局印

第三高等学校御中

- ④ 明治23年6月「各地高等学校校長文部省に陳申の意見」（一高資料）富岡さん紹介
以下、教頭会議などに関しては次号で紹介したい。

[個人研究報告]

鹿児島県高等中学校造士館—設立の背景とその後の展開—

田中 智子

今回の熊本大会に合わせて、鹿児島での史料調査を実施した。高等中学校設立前後における鹿児島県下の教育史について概観しながら、史料残存状況、研究史を紹介する。

近代造士館史を、学校組織の変遷に従い、Ⅰ前史（あるいは「県立鹿児島中学校・鹿児島学校時代」。～1884. 12）、Ⅱ鹿児島県立中学造士館時代（1884. 12～）、Ⅲ鹿児島県高等中学校造士館時代（1887. 12～）、Ⅳ鹿児島県尋常中学造士館時代（1896. 12～）、Ⅴ第七高等学校造士館時代（1901. 3～）と時期区分することを、最初に提起しておこう。

A鹿児島県史料刊行会『薩藩学事一・鹿児島県師範学校史料』（鹿児島県史料集 41 2001）は、県立図書館所蔵の書写本の翻刻である（1914年に購入された書写本原本は、県立図書館で閲覧可能。原史料の所在や書写本の作成年は不明）。上記Ⅰ・Ⅲ・Ⅳの時代に関わる学事関連の公的記録が収められている。B前村智子「造士館一卷」「造士館一卷（続）」（『尚古集成館紀要』第6・7号、1993～1994）は、尚古集成館が収蔵する1884年6月から1896年10月の公的記録を翻刻したもので、上記Ⅱ・Ⅲの時代に関わる史料が収められている。近代造士館の研究に際しては、まずABを精読することが必須である。

県立図書館、県庁、鹿児島大学、あるいは黎明館といった機関における学校公文書、あるいは県政文書や議会文書の所在について調査したが、原史料はほとんど残っていない。新聞史料としては、『鹿児島新聞』が複製され県立図書館で開架閲覧が可能であるが、欠号が多いのが残念である。またⅤの時期の基礎史料『第七高等学校造士館一覧』は、地元鹿児島には揃っておらず、不思議にも京都において充実している（京都大学附属図書館および大学文書館にほぼすべて現存、1902～1943刊）。

史料保存状態の悪さは、戦災や戦後の失火に加え、県史の編纂方法に起因すると考えられる。『鹿児島県史』は、多くの自治体史と異なり、古代以来の全通史をその都度すべ

て書き直す、というスタイルをとっていない。それまでの『鹿児島県史』が扱っていない直近の歴史のみが、折々に最新巻として書き加えられ、既刊の各巻は復刊されるのみである。であるから、明治期の県史は、1943年に『鹿児島県史』第四巻に叙述されて以来、書きかえられていない。当時収集・利用されていたはずの関連史料も、以後の県史編纂において再利用されないために、所在場所や保管状況が後世に継承されず、史料の新規発掘・整理も系統的に行われずにきた。『鹿児島県議会史』第一巻（1971）も、戦災をかいくぐった希少史料に基づき執筆されたというが、利用された史料の所在は不明である。

日本近代の原動力ともいえる鹿児島の史料保存・公開体制が上記のような現状にあることは意外であり、不満を超えて興味深く感じられた。県近代史叙述の中心的存在、芳即正氏がキーパーソンに思われる。外野の意見ではあるが、氏からの聞き取り調査を行い、執筆当時あるいは現在の史料所在について、明らかにしておいてもよいのではないかと

ともあれ、目下のところは、上記ABの検討だけでも手一杯・十分である。ABのような形で重要史料が残り、公刊までなされていることを喜びたい。興味深い諸史料のなかから、高等中学校造士館設立計画時の史料を一点、本紙上に別途紹介しておいたので、参照されたい。

なお、通史的な叙述としては、上記『鹿児島県史』『鹿児島県議会史』のほか、『鹿児島県教育史』下巻（1961）、地元史家山下玄洋の『中学造士館の研究』（私家版、1997）がある。また個別論文として、芳即正「鹿児島学校と三州義塾 史料と政治的背景についての考察」（『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』13 1983）、中川言美「島津奨学資金による育英事業の成立と展開」（『地方教育史研究』16 1995）などが参考になる。

さて、従来の研究や既刊史料により近代造士館史を概観し、以下数点の特質および検討課題を指摘しておく。

①正規の県費や官費とは別に、旧藩関係の財源（島津家資金を中心に、旧兵隊蓄積余剰金や有力出身者〔団体〕寄付金）が半公的資金となって、学校の設立や運営を支え、島津珍彦が校長（館長）を務めた時期もあった。島津家の存在の大きさは、この学校が1884年以來一貫して藩校「造士館」の名を併記したことからわかる。仙台・金沢・熊本など、他高等学校所在地の旧藩主と比較しても、異例の出費額・関与ぶりである。この半公的資金の管理主体の問題も含め、1870年代以來、20世紀初頭にいたるまでの学校資金の動きを確定したい。

②諸学校通則を適用し、国庫の支弁に依らない高等学校となったので、第三区の京都・岡山のごとく、「府県下中等・専門教育財政の行き詰まりが官立高等学校の受け入れ（誘致）を導いた」という構図を描きにくい。地域リーダー養成というよりは、中央政界の担い手育成、いいかえれば、「実業ニ就カント欲」する生徒より「高等ノ学校ニ入ラント欲スル者」を教育する、という目的が強いのか。京都とは異なる高等学校設置の動機を析出し、別の型として提示する必要がある。

③森文相の県立中学造士館視察が高等学校への改組の

決定打になっているが、地元出身者である森の構想や動きはいかなるものであったのか。郷友会や島津一族との関わりも含めて考えたい。

④1886年前半において、第一～第五高等学校（あるいは五大学校）の設置箇所の一つとして有力と新聞報道されていた鹿児島が、諸学校通則適用による五箇所以外の高等学校となったことの決定的理由は何だったのだろうか。藩閥であるという理由か、それとも、地方税や地元寄付金（実質割当金）を必要としない資金調達が可能という財政的な理由なのか。特に、済々黌の高等学校化を画策するも、結果的には第五高等学校の別途新設にいたる熊本という隣県との間で、どのような比較考量がなされたのかを検討してみたい。

⑤比較対象としては、山口の動向も見逃せない。高等学校設立時のみならず、1894年の高等学校令発布に際し、高等学校として存続しえた山口と尋常中学化した鹿児島、逆に20世紀に入り、第七高等学校創設に至った鹿児島と高等学校解体に至った山口、という対照的な歴史の動因を探りたい。

[お知らせ]

次回研究会は、8月1日（金）～2日（土）に東京で開催される予定です。

1日目 東京大学駒場博物館にて資料調査

2日目 研究会（近況報告、研究発表）

ニューズレター23号の締切日は、2008年9月30日（火曜日）です。

よろしく願いいたします。（鄭）

| | |
|--|--|
| 「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第22号 2008年6月30日発行 | |
| <研究会連絡先> 富岡勝 「1880年代教育史研究会」事務局 〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学教職教育部 富岡勝研究室 気付 e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp | |
| <HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/ | |
| <原稿送付先> 鄭 賢珠 〒606-8203 京都市左京区田中関田町2-26 田中関田団地1-205 E-mail: hyunjjung4@hotmail.com | |